

## 「身元保証人」は不要か？ ④

家族に頼ることが難しい人が入院や入居をする際に求められる「身元保証人」を不要だとする主張においては、身元保証人の5つの機能につき、身元保証人によらない代替方法が示されています。前回から、これらの実態について述べさせていただいています。



### ② 「入院に必要な物品の準備」機能

入院にあたっては、入院生活に必要な身の回りのもの、オムツなど衛生用品の準備、そうした物品の必要に応じた補充が必要となり、入院中の本人が出来ないとしたら、それは身元保証人として病院の書類に登録している人に課される役割であり、そこで身元保証人が担う機能の一つとして挙げられています。

この機能については、各種調査報告において多くの代替方法が示されており、これをもって「身元保証人は不要だ」という主張がなされることもあります。

例えば、入院生活に必要な身の回りのもの（入院セット等）についてはリース・レンタル契約を利用することや、院内売店のデリバリー・移動販売を活用すること、その際の決済についても、入院保証金の利用、クレジットカードの登録、銀行振込や口座引落の活用などが有効だと言われています。さらに近年では、IC決済やQRコード決済等で対応できることも増えているので、身元保証人を登録することをわざわざ求めなくても医療機関内で対応可能だということです。

果たしてそうでしょうか。病院と紐づいた出入り業者が提供するリース契約・レンタル契約を、家族や身元保証人がいない中で、誰が主導して締結するのでしょうか。決済についても、緊急入院の場合は誰が入院保証金を支払うのか、クレジットカードは誰が登録するのか、銀行口座の登録も誰が行うのか。スマホをつかったQR決済などについても、スマホを自在に操れる入院患者本人が、意識鮮明で自分自身でスマホを操作することが出来れば可能なかもしれませんが、急に何が起こってもおかしくない入院中の状況では、自分自身で操作できなくなったときにどうするのかを考えておかなければなりません。すべてこれらは、病院の看護師や医療ソーシャルワーカーのリスクを伴う無償のシャドウワークに期待されてしまっているのではないのでしょうか。結局のところ、これらの代替策は、リスクとコストを医療機関に付け替えただけだと感じてしまいます。

つまり、こうした議論は、これまで家族が無償で当たり前に行ってきたことを家族が担えなくなったときに、家族以外が行おうとすると発生するリスクとコストを誰が負担すべきなのかという問題です。「身元保証人」という呼び名の人の要・不要を論じるだけで解決することではないと思っています。